

普通預金口座から破産会社との合意に基づき別段口座に振り替えられた預金債権を受働債権とする相殺につき破産法71条1項2号該当性を否定した事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和5年5月17日
【事件番号】 令和4年（ネ）第5851号
【事件名】 預金払戻控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 破産法71条1項2号
【掲載誌】 金判1685号26頁
◆ LEX/DB 文献番号 25598133

九州大学准教授 浅野雄太

事実の概要

破産会社Aは、建築工事および土木工事の請負業者であり、Y銀行（被告・被控訴人）はA社との間で平成28年より銀行取引を行っていた。平時には、A社は、Y銀行から住宅ローンの融資を受けた顧客からA社名義の口座（本件普通預金口座）への振込入金により請負代金の支払を受け、その入金額をもってY銀行からA社に対する運転資金の融資への弁済原資としていた。

Y銀行は、平成30年1月31日、A社に対し、弁済期を同年6月29日として1億5000万円の手形貸付をした（本件貸金債権）。その後同年10月ごろ、A社は再建計画を策定することとなり、Y銀行に借入金の返済猶予を要請したところ、Y銀行は、本件普通預金口座への振込入金が行われた際に同入金額を別段預金（本件別段預金）に振り替えることで融資残高を維持する、という取扱いにつきA社とY銀行の間で合意をしたうえで（本件合意）、上記要請に応じることとした。

平成30年10月26日から同年12月7日までの間にA社の顧客から請負代金の弁済金が本件普通預金口座に振込入金され、Y銀行は、これらの振込入金から計9082万1979円を本件別段預金に振り替えるとともに（本件振替行為）、そのうちさらに4898万円を定期預金口座（本件定期預金口座）に振り替えた。

その後、Y銀行は、平成30年12月14日にはA社の再建計画策定の動きが頓挫したことを認識し、平成31年1月9日、A社に対し、平成30年12月19日をもって本件貸金債権の内金であ

る元利金9082万2536円を自働債権、本件普通預金口座に係る普通預金元金（本件別段預金の残高と同額である4184万1979円）ならびに本件定期預金口座に係る定期預金元金4898万円およびその利息557円の合計9082万2536円の各預金債権を受働債権として対等額で相殺するとの意思表示をした（本件相殺）。

A社は令和元年7月26日の破産手続開始決定を受け、X（原告・控訴人）が破産管財人に選任された。Xは、Y銀行に対し、預金払戻請求権に基づきA社の別段預金残高4184万1979円と定期預金残高4898万円の合計9082万1979円および遅延損害金の支払を求め訴えを提起した。Y銀行は本件相殺を抗弁として主張したところ、Xは、本件合意は専ら相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約にあたり、本件相殺は破産法71条1項2号に違反し無効であると反論した。

原判決は、本件相殺は破産法71条1項2号に該当するとはいえないとしてXの請求を棄却した。Xが控訴したところ、本判決は原判決を引用・補正したうえで控訴を棄却した（以下の判旨についても原判決より引用）。

判決の要旨

1 「被告による本件振替行為は、本件普通預金口座に係る預金の一部を、本件別段預金という取引条件等が異なる預金として取り扱うこととするものであるところ、……本件振替行為は被告と破産会社との間でされた本件合意に基づくもので

あったと認めるのが相当である。

そして、本件合意に基づき行われた本件振替行為は、……取引条件等を変更することにより、本件普通預金口座に係る預金の拘束性を高めるものといえる。

そうすると、本件合意は、取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地のあるものといえる。」

2 「しかしながら、……本件普通預金口座には、平成30年10月26日から同年12月7日までの間に、平時における取引と同様に、顧客からの請負代金の支払としての振込入金があり、同振込入金が、本件普通預金債務の負担原因となっているものである。

そうすると、本件合意は、上記のとおり被告が負担した本件普通預金債務について、その取引条件等を変更して預金の拘束性を高めるものではあるが、このことをもって、顧客からの請負代金の支払としての本件普通預金口座への振込入金という債務の負担原因についてまで変更されたものと解することは困難といわざるを得ない。

したがって、本件合意が財産処分契約に該当すると解したとしても、本件別段預金は、顧客からの振込入金によって被告が負担した本件普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎないから、本件合意により債務を負担した場合には当たらないというべきである。」

3 「なお、Yは、本件普通預金口座に振込入金された各金銭の全部又は一部を、当該各振込入金の直後に本件別段預金へと振り替えているところ、本件貸金債権の弁済期は同年6月29日であるから、本件貸金債権と本件普通預金債務に係る債権とは上記の各振込入金がされた各時点で既に相殺適状にあり、被告には相殺に対する期待が生じていたのであって、実際にも、被告が同各時点で相殺することが可能であったものである……」。

4 「以上によれば、本件相殺は、その余の点について判断するまでもなく、破産法71条1項2号に違反するとはいえないから、有効である」。

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、破産会社との合意により普通預金から別段口座に振り替えられた預金を受働債権とする

相殺について、かかる振替合意によっては新たに債務を負担したのではないとして、破産法71条1項2号（以下、単に「本号」とのみ記載）による相殺制限は適用されないと判断された事案である。

相殺の担保的機能は破産手続においても相殺権として保護される（破産法67条1項）。他方で、債務者が危機時機に陥った後に債権者が債務者に対し債務を負担する場合、危機時機後の担保取得であり、また債権者の債権の実価が下落しているが故に、破産法では、かかる債権者側の債務を受働債権として相殺をすることは債権者平等原則に反するとして制限される。この危機時機について、旧法では支払停止時ないし破産手続開始申立時としていたが、実際には支払停止以前に経済的に破綻している場合がほとんどであるため、平成16年破産法改正により本号が定められ、偏頗行為否認と平仄を合わせる形で（同法162条1項）、支払不能後に負担した債務を受働債権とする相殺についても制限の対象となった。

もともと、支払不能は債務者の経済状態を対象とするため、支払停止と比べ第三者がその事実を把握することは困難を伴う場合も多く、支払不能後に負担した債務を受働債権とする相殺を一律に禁止する場合、信用供与に萎縮の効果が生じるとの指摘が立法時に金融実務よりされていた¹⁾。そこで本号（本件で関係する前半部分のみ述べる）は、以下の要件①以下をすべて満たす場合のみ相殺が制限されるとして、支払停止後等の債務負担と比べ相殺制限が課される場面を限定している。

すなわち、①債権者が破産者に対し債務を負担したこと、②①の債務負担が支払不能後にされたこと、③破産者の財産を処分する内容の契約（財産処分契約）を破産者と締結することで①の債務を負担したこと、④③の契約が専ら破産債権との相殺に供する目的（専相殺目的）で締結されたこと、⑤債権者は③の契約締結の当時、破産者が支払不能であったことを知っていたことである。

各種要件についての解釈は個別の裁判例に委ねられており、従来の裁判例および学説は主に要件④該当性につき展開されていたところ²⁾、本判決は上記要件のうち特に要件①債務負担および③財産処分契約に関する新たな判断が加えられたという意義を有する。

二 財産処分契約

1 第三者による振込み

前掲一の要件③財産処分契約が何を指すかについては、本判決および原判決を除けば、従来裁判例では争われてこなかった論点である。一方学説では、まず、債務者がその有する財産を債権者に対して売却する場合や、債務者が債権者である銀行の口座に振込入金する場合が財産処分契約に該当するとの見解が支配的である³⁾。

これに対して、第三者が破産者の預金口座に振込みを行う場合が財産処分契約に含まれるかについては争いがある。かかる場合には破産者の行為がなく、したがって財産処分契約には該当しないとする見解が一般的とされる⁴⁾。その一方で、破産者が通例の金融機関ではない別の金融機関への振込みを取引先に依頼した場合には「処分」と同視できる⁵⁾、ないし、振込入金と破産者がいったん金銭を受領したうえで預金する場合とでは相殺の可否を区別する合理的理由がない⁶⁾ という理由から、第三者による振込みであっても財産処分契約に該当すると主張する見解も主張されている。

さらに近時は、判例（最判平8・4・26民集50巻5号1267頁および最決平28・12・19民集70巻8号2121頁）は第三者の振込みのつど預金者と金融機関との間で個別の口座入金契約が締結されると解しているとの前提に基づき、第三者による振込みは破産者に帰属すべき振込金額相当の金銭が金融機関に与えられるとともに、金融機関は破産者に対して預金債務を負担することを根拠として、口座入金契約も財産処分契約にあたるとする見解もみられる⁷⁾。

2 振替合意および預金凍結

次に、債権者である銀行が、本件のように普通預金から別段預金ないし定期預金に変更する場合、また類似の状況として債務者の預金を拘束する（出金拒否）場合も財産処分契約に該当するとの見解も有力である。この有力説はまず、「財産処分契約」の意義を、破産法161条1項の定める「財産を処分する行為」の解釈を参照しつつ、本来であれば破産債権者全体の満足にあてられるべき破産者の財産の形態を契約により変更し、特定の破産債権者による相殺権行使を通じて独占的満足を与える行為であるとして広く解釈する。そのうえで、払戻しに制約のある別段預金等に変更

する行為も、金融機関側の相殺を可能ないし容易にするものであり、財産処分契約に該当すると論じる⁸⁾。

この有力説に対しては、別段預金への振替えは預金の保管場所を変更するにすぎないのであるから債務の負担原因とはならず、財産処分契約ととらえることは困難であるとの反論がある⁹⁾。ただしこの見解も、普通預金を定期預金に振り替えた場合には、普通預金口座と定期預金とは差押対象として異なることを理由に、異なる解釈の余地を認める¹⁰⁾。

三 本判決の検討

本件ではA Y間での振替合意後、(i) 第三者である顧客からの普通預金口座への振込み、(ii) (i)により成立した普通預金の別段口座への振替合意という時系列をたどっており、このうち(i)の財産処分行為性(要件③)などについては問題とされていない。これは、本件Xも前掲二1で述べた通説に従い、第三者からの振込みは債務者の行為が観念できないとして主張しなかったものと思われる。

また原判決およびこれを引用する本判決(以下、本判決)も判旨3の通りY銀行の合理的相殺期待を認めているところ、その理由として、本判決は、振込み自体はAの任意整理前から行われていた取引である以上、(i)の段階で合理的相殺期待が生じており¹¹⁾、後に(ii)が存在してもいったん成立した同期待に影響を与えないと解していることがあげられよう。

次に(ii)につき、本判決は、本件振替合意の要件③該当性については取引条件等を変更することにより本件普通預金口座に係る預金の拘束性が高められることを理由としてこれを肯定する一方、本件合意は顧客からの振込入金によって被告が負担した本件普通預金債務の取引条件等を変更するものにすぎず、本件合意によって新たな債務を負担するものではないとして要件①を否定し、結論として本号による相殺制限を否定している。

本判決が(ii)の合意が預金の拘束性を高めることを理由に要件③を肯定したことは、同要件の解釈をする上で重要な先例となる。前掲二2の有力説は財産の性質変更による破産財団からの流失の危殆化の増大に着目しており、本判決もかかる有力説と軌を一にするものである。今後も、要件

③の解釈にあたっては、財産の性質変化により当該財産の財団からの流出可能性が高まるかという観点の判断が主流となろう。

もっとも前述の通り、本判決は(ii)の合意につき要件①については不充足であると判断しており、その理由として、判旨2において「顧客からの請負代金の支払としての振込入金……本件普通預金債務の負担原因となっているものである」と述べていることから、あくまで(i)が債務の負担原因であって、(ii)は独立の債務負担原因とはならないと解しているためと考えられる。仮に本件振替合意により別段預金への新たな債務を負担したという解釈が可能であれば要件①を満たす余地があり、事実本件Xは控訴審において本件普通預金口座と本件別段預金は別個の債務である旨の補充主張をしたものの、本判決はこれに応答しておらず、否定的態度を見て取ることができる。

四 残された課題

1 本判決の射程

前掲三の通り本件では(i)口座入金契約の要件③は問題とされなかったものの、口座入金契約の同要件該当性はこれを肯定する見解が近時は有力であり(前掲二1)、今後同種の事案において口座入金契約の本号該当性が主張された場合にどのような判断となるかが注目される。

さらに、本件は普通預金口座から別段普通預金への振替えがされた事案において債権者の新たな債務負担を否定した事例であるが、前掲注10)の通り仮に定期預金に直接振替えが行われた場合には新たな債務を負担した場合(要件①充足)という余地もあろう。また、本件とは異なり預金拘束がされた場合、文字通り財産の拘束性を高めるものとして要件③を満たすとも考えられる。しかし、破産法161条1項と平行に考えるならば財産の性質変化にあたり債務者の何らかの行為が要求される場所、預金拘束の場合には振替合意と異なり債務者の行為が観念できず、したがって要件③を満たさないとの解釈の余地もありうる。

2 任意整理および支払不能の時期

本判決は、平成30年10月の任意整理開始から同年12月の頓挫までの間A社が支払不能に陥っていたかについては判断していない。この点、準則型私的整理進行中は支払不能に該当しないと

の見解もあるが¹²⁾、本件では2カ月程度で任意整理計画策定の動きが頓挫しており、計画成立の見込みは当初から低かったものと見込まれ、このような場合にまで任意整理進行中の支払不能該当性が否定されるのかについては疑問も残る。

また大阪地判平22・3・15(判時2090号69頁)は、「任意整理手続において、再建計画が全債権者の同意を得て成立した場合には既に生じていた支払不能が解消されたとする余地があるとしても、これが不成立に終わった場合には支払不能が解消されたとみることとは困難であるところ……」と述べており、各債権者の再建計画への同意がなければ支払不能は解消されないとの見解に立つ¹³⁾。この見解によれば、本件においてもA社の再建計画成立の蓋然性にかかわらず、結果として再建計画が不成立に終わった以上支払不能が肯定されることとなる。

●—注

- 1) 小川秀樹編著『一問一答 新しい破産法』(商事法務、2004年)114頁。
- 2) 東京地判平21・11・10判タ1320号275頁および同判決をめぐる評釈など参照。
- 3) 小川編著・前掲注1)116頁、伊藤真ほか『条解破産法[第3版]』(弘文堂、2020年)575頁、籠池信宏「判批」松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選[第6版]』(有斐閣、2021年)139頁など。
- 4) 伊藤真ほか編『新破産法の基本構造と実務』(有斐閣、2007年)472頁[山本克己発言]。
- 5) 伊藤ほか編・前掲注4)472頁[伊藤真発言]。
- 6) 伊藤ほか・前掲注3)575頁。
- 7) 金洪周「支払不能後の破産者口座への第三者による振り込みと預金相殺の禁止」金法2230号(2024年)40頁、田村伸子編『倒産法と要件事実』(日本評論社、2024年)52頁[飯尾拓]。
- 8) 伊藤真「倒産法関係の諸問題を想う—近時の6題—」金法2205号(2023年)10頁。
- 9) 金・前掲注7)44頁。この見解からは、振替合意等は専相殺目的を裏付ける要素となる(同49頁)。
- 10) 金・前掲注7)45頁。
- 11) ただし、籠池信宏「判批(本件第一審)新・判例解説 Watch(法セ増刊)33号(2023年)237頁は、顧客からの振込入金を具体的に期待できる事情がなかったとして、本件でのYの合理的相殺期待を否定する。
- 12) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『私的整理の実務Q&A140問』(きんざい、2016年)379頁[小林信明]。
- 13) 同様の見解に立つものとして、松下淳一「一時停止通知と『支払停止』」伊藤真先生古稀祝賀『民事手続の現代的使命』(有斐閣、2015年)1059頁。